

## 「Lingu 翻訳」サービスご利用規約

この利用規約（以下、「本規約」といいます。）は、株式会社万邦通商（以下、「弊社」といいます。）が提供する「Lingu 翻訳」サービス（以下、「本サービス」といいます。）の利用条件を定めるものです。利用者の皆さま（以下、「利用者」といいます。）には、本規約に従って、本サービスをご利用いただきます。

### 第1条（適用）

1. 本規約は、利用者と弊社との間の本サービスの利用に関わる一切の關係に適用されるものとしします。
2. 弊社は本サービスに関し、本規約のほか、ご利用にあたっての約款、ルール等、各種の定め（以下、「個別規定」といいます。）をすることがあります。これら個別規定はその名称のいかんに関わらず、本規約の一部を構成するものとしします。
3. 本規約の定めが前項の個別規定の定めと矛盾する場合には、個別規定において特段の定めなき限り、個別規定の定めが優先されるものとしします。

### 第2条（定義）

本規約において「翻訳」とは、ある言語を使用した文書等（以下、「原稿」という。）の内容を、他の言語に変換した上で文書等に表現する行為を指します。ただし、単なる機械翻訳や翻訳後の文書等のデザイン編集及びレイアウト編集等の作業は含まれません。

### 第3条（翻訳業務）

1. 本規約の定めるところに従い、利用者は弊社に対して翻訳の業務（以下、「翻訳業務」という。）を委託し、弊社はこれを受託します。
2. 翻訳業務は、弊社が利用者から依頼を受けた原稿の翻訳について、弊社又は弊社が契約する翻訳者その他の第三者（以下、「翻訳者等」という。）に外部委託することによって翻訳されたデータ（以下、「成果物」という。）を利用者に対して提供するサービスです。

### 第4条（個別契約）

1. 本規約においては、利用者と弊社との間の翻訳についての業務委託・受託の契約に関する基本事項のみを規定し、本サービスにおける翻訳業務の個別契約に関しては、その都度、自動見積、見積依頼、オンラインチャットでのやり取り等を含む WEB サイト画面等によりあらかじめ送信された情報（以下、「見積依頼情報」という。）に基づき、納期、数量、翻訳料等の諸条件の詳細（以下、「個別契約条件」という。）を定め利用者にこれを通知するものとしします。
2. 個別契約には、本規約の各条項が共通に適用されるものとししますが、個別契約において本規約と異なる定めをした場合には、個別契約が本規約に優先するものとしします。

### 第5条（翻訳量の算定基準）

1. 本規約に基づく翻訳業務の対価の対象としての翻訳量は、原文（原語）もしくは成果物（翻訳文）を基準として算定するものとし、そのいずれを基準とするかについては、別途見積依頼情報に応じて個別契約条件において、これを定めるものとしします。
2. 前項の翻訳量は、原文もしくは成果物が、日本語及び分かち書きをしない言語の場合には字数を基準とし、分かち書きをする言語の場合には語数を基準とすることを原則としします。

## 第6条（個別契約の成立）

1. 本サービスにおける翻訳業務の個別契約は、次の各号に掲げる全ての要件を満たした時点において、当該個別契約条件の定めに従って成立するものとします。

（1）利用者からの見積依頼情報に基づき、弊社から利用者に対し個別契約条件を通知すること。

（2）次条第1項に基づき弊社が当該対価を受領すること又は次条第2項に基づく個別契約条件の通知が行われたこと。

（3）当社が利用者に対して、注文を受け付けた旨のメールを送信する等により、個別契約の締結の承諾の意思表示を行うこと。

2. 弊社は、利用者について次の各号に掲げるいずれかの事由がある場合は、前項第3号の承諾を行わないことがあります。

（1）弊社において本人確認を行うことができないとき。

（2）クレジットカードによる対価の支払をする場合において、クレジットカード会社からの承認を得られないとき。

（3）弊社に対して虚偽の申告をしたものと弊社が判断するとき。

（4）利用者が弊社に対して負担する債務の履行について現に遅滞が生じている場合又は過去において遅滞の生じたことがあるとき。

（5）本規約のいずれかの条項に違背することが明らかに予想されるとき。

（6）第2条第1項に定める反社会的勢力に該当するものと弊社が判断するとき。

（7）原稿の内容が、善良な性風俗その他公序良俗を害するおそれがあるものと弊社が判断するとき。

（8）利用者が未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人であって、自らの行為によって確定的に個別契約を締結する行為能力を欠き、法定代理人その他の同意権者の同意又は追認がないものと弊社が判断するとき。

（9）前各号に定める場合のほか、弊社が業務を行ううえで支障がある場合又は支障の生じるおそれがあるものと弊社が判断するとき。

## 第7条（業務の対価）

1. 本サービスによる翻訳業務の対価としての翻訳料には、弊社が本規約の第10条第1項に定める品質を維持し翻訳業務を実施するための翻訳者等人件費、通信費等の経費を含むものとします。

2. 本サービスにおける業務の対価は、見積依頼情報に基づき第5条の規定により個別契約条件において定めるものとします。

3. 見積依頼情報に誤りがあり、対価の見積の際に見積金額と本来の対価の額に差異が生じた場合、当該差額については、利用者が負担するものとします。

## 第8条（対価の支払い）

1. 利用者は、弊社から通知された個別契約条件に従い個別契約を締結しようとする場合、クレジットカードまたは銀行振込により、個別契約条件に定められた対価を弊社に対して支払うものとします。

2. 利用者から弊社に対して、成果物の納品後に対価を支払う旨の申し出のあった場合には、別途相互に協議の上、対価の支払い及び個別契約の成立に係る各時期について決定し、改めて

個別契約条件を弊社から利用者に通知するものとします。

3. 対価の支払に際して生じる公租公課、その他の費用については、利用者がこれを負担するものとします。

#### 第9条（業務の完了）

1. 翻訳業務は、その成果物を利用者に対し電子的に納品し、利用者において成果物の検査を行い、検査の結果の如何に関わらず当該検査が終了した時点で完了するものとします。

2. 利用者は成果物の受領後、遅滞なく検査を実施し、検査の終了後に弊社に対して、その旨を通知するものとします。

3. 利用者が当該検査を実施しない場合又は検査の終了を通知しない場合等であっても、当該成果物の送信後10日間以内に利用者から書面による異議の申出がない場合は、当該期間の満了をもって当該翻訳業務に対する検査が終了したものとみなします。

4. 本条に基づく翻訳業務の完了の時点又は前条第2項による成果物の納品後に対価を支払う場合にあっては当該対価を弊社が受領した時点で当該個別契約は終了するものとします。

#### 第10条（弊社の責任の範囲）

1. 弊社は、本規約に基づく翻訳業務の実施にあたっては、高い水準の品質を維持することに努力するものとします。

2. 前項の規定に基づく弊社の努力にもかかわらず、翻訳に誤りがあること、もしくは個別契約条件に合致しないことが明らかとなった場合には、本規約で定める翻訳業務の完了後であっても、翻訳業務の完了後1か月間以内までは、弊社の責任において当該誤りを無償で修正するものとします。

3. 前項における当該期間の経過後において翻訳の誤りが発見された場合、利用者と弊社は当該誤りの原因について協議するものとし、その結果当該誤りが弊社の責に帰するものと判断された場合に限り、弊社は当該誤りを無償で修正するものとします。

4. 弊社が前項において当該責任を負う期間は、翻訳業務の完了後から6か月間以内までとします。

5. 前各3項の場合において、利用者は弊社に対して対価の償還や減額の請求を行うことはできず、また、対価の支払を免れることはできません。

#### 第11条（秘密保持義務）

弊社は、当該業務の遂行により知り得た見積依頼情報、原稿及び成果物の内容を、弊社が当該業務のために外部委託する翻訳者等を除いて、第三者に正当な理由なく開示、漏洩してはならないものとします。

#### 第12条（知的財産権）

弊社の翻訳作業の結果、著作権法による保護の対象となる著作物が創作される場合、弊社に発生する著作権（財産権）は、当事者間の別段の定めがない限り、本規約によって、利用者へ譲渡されます。その対価は、利用者から弊社へ支払われる対価の額に含まれるものとします。

#### 第13条（個別契約の変更）

1. 個別契約の成立の後に、弊社において個別契約条件で定めた納期内に当該翻訳業務が完了しないものと見込まれる場合等には、弊社は速やかにその旨を利用者に通知し、利用者と弊社の双方で納期を含む個別契約条件に関して当該通知後1か月間以内に再度協議を行い改めてこ

れを定めた上、変更後の個別契約条件を弊社から利用者に通知することにより、当該個別契約を変更するものとします。

2. 個別契約の成立の後に利用者が自らの都合により個別契約条件の変更を行おうとする場合には、利用者は速やかにその旨を弊社に通知し、利用者と弊社の双方において、個別契約条件に関して当該通知後1か月間以内に再度協議を行い改めてこれを定めた上、変更後の個別契約条件を弊社から利用者に通知することにより、当該個別契約を変更するものとします。

#### 第14条（個別契約の解除）

1. 利用者または弊社は、それぞれ相手方が個別契約のいずれかの条項に違反したときには、相手方に通知催告の上、個別契約を解除することができます。

2. 利用者及び弊社とも本条を濫用してはならず、いかなる紛争も相互の協議により解決することを最優先とし、円滑な取引関係の維持及び相互の信頼関係の醸成に務めるものとします。

#### 第15条（契約の取消し）

利用者は、個別契約の成立の後は、如何なる理由があっても当該個別契約の取消しはできないものとします。ただし、個人の利用者（事業として又は事業のために本サービスを利用する利用者を除く。）において正当な理由があるものと判断する場合は、この限りではありません。

#### 第16条（利用者による個別契約の解除）

1. 利用者は、弊社が翻訳業務を完成しない間は、いつでも損害を賠償して個別契約の解除を行うことができます。

2. 利用者は、前項の解除権を行使する場合には、弊社の定める方式に従って弊社に対して解除の通知を行わなければなりません。弊社の定める方式に従わない場合には、解除の効果は生じません。

3. 利用者は、本条に定める解除を行った場合であっても、既に弊社に支払った対価の償還を受けることはできず、また、対価の支払を免れることはできません。

#### 第17条（弊社による個別契約の解除）

1. 弊社は、利用者について次の各号に掲げるいずれかの事由がある場合は、直ちに催告することなく個別契約の解除を行うことができるものとします。

（1）本規約又は個別契約において定める義務に違反したものと弊社が判断するとき。

（2）弊社に対し虚偽の事実を申告したものと弊社が判断するとき。

（3）前各号に定める場合のほか、弊社が業務を行ううえで重大な支障がある場合又は重大な支障の生じるおそれがあるものと弊社が判断したとき。

2. 弊社は、本条に定める解除を行った場合であっても、利用者に対する損害賠償請求権を喪失しないものとします。

#### 第18条（免責）

1. 弊社は、利用者に対し、本サービスについての債務不履行又は不法行為その他請求の根拠の如何に関わらず、その責任を負わないものとします。ただし、債務不履行又は不法行為については、損害の原因が弊社の責めに帰すべき事由によるものである場合にはこの限りではありません。

2. 成果物の使用により生じた利用者の直接的、間接的あるいは波及的效果による逸失利益、特別な事情から生じた損害を含む一切の損害に対し、それが成果物の欠陥に起因するか否かに

かかわらず、弊社がその発生を予見し、または予見し得た場合であっても弊社では一切の責任を負いません。

3. 利用者に対し第三者から請求された損害賠償請求に基づく損害について弊社では一切責任を負いません。

4. 弊社は、本サービスの内容及びその成果物が特定の利用目的に適合することについて、いかなる保証も行わず、いかなる担保責任も負いません。

#### 第19条（弊社の賠償責任）

前条第1項但書の場合において、弊社が利用者に対して負う賠償責任は、既に受領した対価の額を上限とします。

#### 第20条（利用者の賠償責任）

利用者が、本規約或いは個別契約の条項に違反したことによって、弊社に損害が生じたときは、利用者は弊社に対して、その損害を賠償する責任を負うものとします。

#### 第21条（第三者への譲渡・継承の禁止）

利用者及び弊社は、相手方の事前の文書による合意なしに、本規約に基づく権利義務関係を第三者に譲渡・継承しないものとします。

#### 第22条（反社会的勢力の排除）

1. 利用者及び弊社は、それぞれ相手方（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる役員を含む。）が以下の各号に該当する者（以下「反社会的勢力等」という。）であることが判明した場合は、何らの催告又は通知等を要せず、個別契約を解除することができます。

（1）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（2）暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（3）暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。）

（4）暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）

（5）総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）

（6）社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）

（7）特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的な繋がりを持ち、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）

（8）準暴力団又は準暴力団構成員（平成25年3月7日付け警察庁通達「準暴力団に関する実態解明及び取締りの強化について」に規定される、いわゆる「半グレ」と呼ばれる集団又は個人をいう。）

2. 利用者及び弊社は、それぞれ相手方（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる役員を含む。）が反社会的勢力等と次の各号の一つにでも該当する関係を有することが判明した場合は、何らの催告又は通知等を要せず、個別契約を解除することができます。

（1）反社会的勢力等によって、経営を支配される関係

（2）反社会的勢力が、その経営に実質的に関与している関係

（3）自己または第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与えるなど、反社会的勢力を利用している関係

（4）反社会的勢力等に対して資金を提供し、または便宜を供与するなどの関係

（5）その他役員または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力等との非難されるべき関係

3. 利用者及び弊社は、それぞれ相手方（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる役員を含む。）が自らまたは第三者を利用して次の各号にでも該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、個別契約を解除することができます。

（1）暴力的な要求行為

（2）法的な責任を超えた要求行為

（3）取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

（4）風説を流布し、偽計または威力を用いて甲又は乙及び甲又は乙関係者の信用を棄損し、又は業務を妨害する行為

（5）その他前記各号に準ずる行為

4. 利用者又は弊社は、それぞれ相手方又は相手方の下請又は再委託先業者（下請又は再委託契約が数次にわたるときには、その全てを含む。以下同じ。）が、本条第1項各号に該当しないことを表明し、かつ保証し、将来及び現在も、各号もしくは本条第2項各号に該当しないことを表明し、かつ、保証します。

5. 利用者又は弊社が、本条の規定により個別契約を解除した場合には、その相手方に損害を生じて何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により利用者又は弊社に損害が生じたときは、解除された方はその損害を賠償するものとします。

#### 第23条（個別契約終了後の存続条項）

個別契約が終了した後も、第10条、第11条、第12条は、それぞれの趣旨に従い、引き続き効力を有するものとします。

#### 第24条（消費者契約法に基づく免責条項の特則）

本規約のうち弊社の責任の全部を否定する条項に関しては、個人の利用者（事業として又は事業のために本サービスを利用する利用者を除く。）に限り、当該損害が発生した個別契約における対価の額に相当する金額を限度として、弊社がその損害を利用者に賠償するものと読み替えるものとします。

#### 第25条（分離可能性）

本規約及び個別契約のいずれかの条項又はその一部が、法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約及び個別契約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

#### 第26条（相互協議）

本規約の解釈に疑義が生じた場合、または本規約に規定する以外の事情が発生した場合には、

利用者及び弊社は相互に協議の上、誠意をもってこれを友好的に解決するものとします。

第27条（準拠法・裁判管轄）

1. 本規約の解釈にあたっては、日本法を準拠法とします。なお、本サービスに関しては、国際物品売買契約に関する国際連合条約の適用を排除するものとします。
2. 本サービスに関して紛争が生じた場合には、弊社の本店所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

以 上

附則（2021年12月10日） 本規約は、2021年12月10日より適用されます。